

高知港における地震津波防護の対策検討会議 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「高知港における地震津波防護の対策検討会議」（以下「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会議は、逼迫する東南海・南海地震等による被害の軽減対策が急がれる高知港において、「多重防護」の考え方の下、「最大クラスの津波」の襲来も想定しつつ、「発生頻度の高い津波」に対して、港湾及び背後地を効率的・効果的に防護するための対策のあり方について検討することを目的とする。

（組織）

第3条 本会議は、別紙に掲げる者で組織する。

（座長）

第4条 本会議に座長を置き、座長は会務を総理し、本会議を代表する。

2 座長に事故があるときは、座長が委員の中から予め指名する座長代理がその職務を代理する。

（会議）

第5条 本会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 座長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求める事ができる。

（会議の公開）

第6条 本会議については、公開とする。

2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

（ワーキンググループ）

第7条 本会議に、実務的な検討を行うためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設ける。

2 WGは本会議の委員を中心に構成する他、必要に応じて会議にアドバイザーを出席させ、専門的な助言及び意見等を求めることができる。

（設置期間）

第8条 本会議の設置期間は、第2条に掲げる目的が達成するまでの間とする。

（事務局）

第9条 本会議に別表の事務局を置く。

（雑測）

第10条 この要綱を改正する必要があると認められる場合は、本会議で検討する

（雑測）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、本会議で検討する。

附 則

この要綱は、平成25年11月 8日から施行する。

(別紙)

高知港における地震津波防護の対策検討会議名簿

(敬称略)

(委員)

高知工科大学 副学長 磯部 雅彦

高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授 大年 邦雄

高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 准教授 原 忠

(独)港湾空港技術研究所

アジア・太平洋沿岸防災研究センター 副センター長 富田 孝史

(関係者)

高知県 危機管理部 副部長 野々村 毅

高知県 土木部 副部長 平田 幸成

高知市 防災対策部 副部長 佐藤 学

高知市 都市建設部 副部長 永野 昭雄

国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部長 東島 義郎

国土交通省 四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長 槇山 正

(事務局)

高知県 土木部 港湾・海岸課

国土交通省 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所